

小児がん対策の進捗について

がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)

重点的に取り組むべき課題

- (1)放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実と
これらを専門的に行う医療従事者の育成
- (2)がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- (3)がん登録の推進
- 新(4)働く世代や小児へのがん対策の充実**

全体目標【平成19年度からの10年目標】

- (1)がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)
- (2)すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と
療養生活の質の維持向上
- 新(3)がんになっても安心して暮らせる社会の構築**

がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

新 7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

新 8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

新 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

小児がんにおける現状と課題

- ・ 小児においてがんは病死原因の第1位であるが、**がん対策推進基本計画に小児がん対策はほとんど盛り込まれておらず**、小児がん対策が遅れている。
- ・ 小児がんは発生頻度が低く、さまざまな部位から発生するうえ、小児から思春期、若年成人まで発症するため、**多種多様ながん種と幅広い年齢層**を念頭に置いた対策が必要。また、治療による合併症に加え、**成長発達期の治療による合併症**(発育・発達障害、内分泌障害、臓器障害等)への対応が必要であり、**成人がんとは異なる取り組みが必要**。
- ・ **2000~2500人の患者が約200の施設で治療**されているが、必ずしも適切な治療がなされていない。
- ・ その他、治療に関する**正確な情報提供・相談支援体制**の整備、**療養環境や教育体制**の整備、治療後**長期にわたり支援する診療・相談体制**の確立、**緩和ケア**等が課題としてあげられる。

(「小児がん専門委員会報告書」より)

(参考) <子どもの年齢階級別死因順位 (カッコは死亡率(人口10万対))>

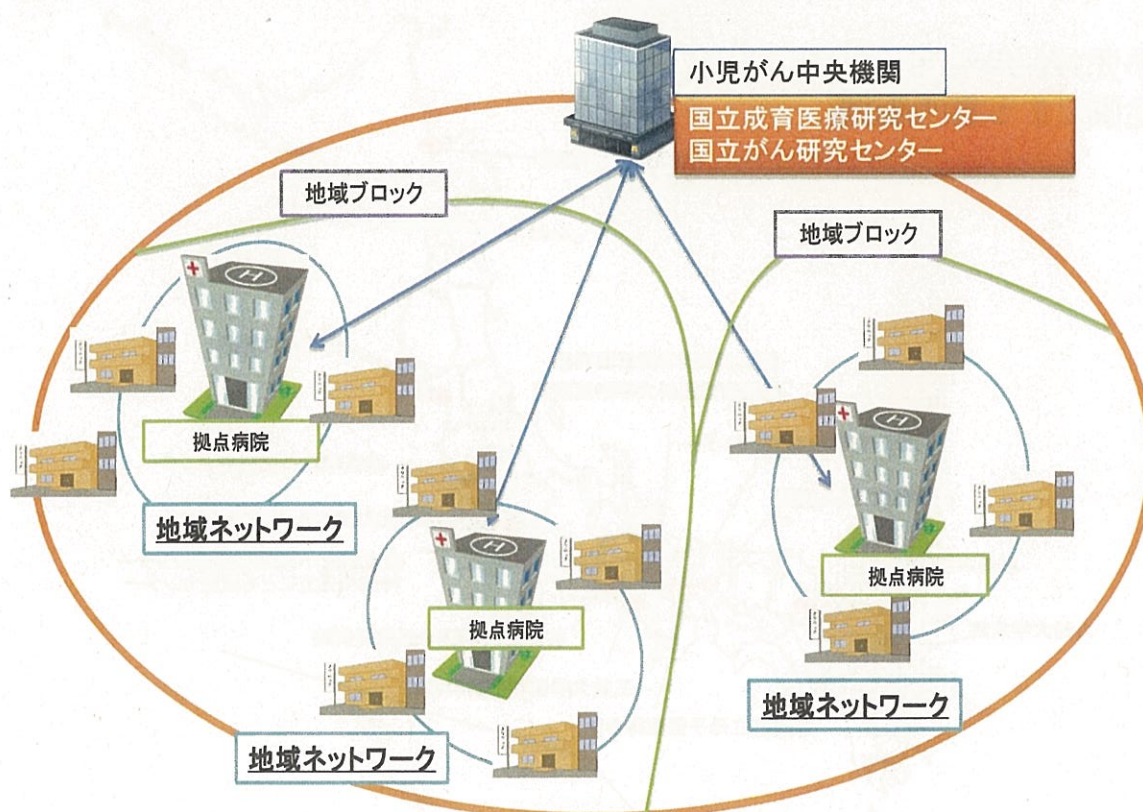
	1-4歳	5-9歳	10-14歳
1位	先天奇形、変形及び染色体異常(3.4)	不慮の事故(2.0) 悪性新生物(2.0)	悪性新生物(1.7)
2位	不慮の事故(2.6)		自殺(1.6)
3位	悪性新生物(2.0)	その他の新生物(0.7)	不慮の事故(1.2)

出典：平成25年人口動態調査

小児がん対策の概要

- 小児がん拠点病院（仮称）を指定し、集学的医療の提供（緩和ケアを含む）、心理社会的な支援、療育・教育環境の提供、医師等に対する研修の実施、セカンドオピニオンの体制整備、相談支援等の体制を整備する。
- 小児がん拠点病院は、地域の医療機関等との役割分担と連携を進める。また、患者が、発育時期を慣れ親しんだ地域で、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるような環境を整備する。
- 小児がん経験者の長期フォローアップの体制とともに、小児がん経験者の自立に向けた心理社会的な支援についても検討する。
- 小児がんに関する情報の集約・発信、コールセンター等による相談支援、全国の小児がん関連施設に対する診療、連携、臨床試験の支援等の機能を担う中核的な機関のあり方について検討し整備を開始する。

小児がん対策の概要



（小児がん医療・支援のあり方に関する検討会報告書より一部改変）

小児がん拠点病院に期待される役割

- ・地域全体の小児がん診療の質の向上に資すること。
- ・再発したがんや治療の難しいがんにも対応すること。
- ・全人的なケアを提供すること。
- ・**専門家による集学的治療の提供（緩和ケアを含む）、心身の全身管理、患者とその家族に対する心理社会的な支援、適切な療育・教育環境の提供、遊びを含む日常的な活動の確保、医師等に対する研修の実施、セカンドオピニオンの体制の整備、患者とその家族、医療従事者に対する相談支援等の体制の整備等を進めること。**
- ・地域の臨床研究を主体的に推進すること。
- ・発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるような環境を整備すること。
- ・**長期フォローアップの体制を整備すること等。**

小児がん拠点病院

● 小児がん拠点病院
全国に15箇所配置



小児がん拠点病院の要件概要

拠点病院の役割

地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、地域全体の小児がん医療及び支援の質の向上に資すること、地域医療機関との連携、長期フォローアップの体制整備等の役割を担う。

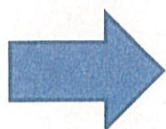
拠点病院の要件

- ①診療機能（集学的治療の提供、カンサーボードの開催、長期フォローアップ体制、緩和ケアチームの整備、地域医療機関との連携、セカンドオピニオンの実施等）
- ②診療従事者（放射線治療医師・診療放射線技師・薬剤師・認定看護師等の配置等）
- ③医療施設（放射線治療機器の設置、集中治療室の設置※等）
- ④診療実績（造血管腫瘍年間10例程度以上、固形腫瘍年間10例度以上（うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上））
- ⑤日本小児血液・がん学会の「研修施設」及び日本小児外科学会の「認定施設」であること。
- ⑥相談支援センターの設置
- ⑦院内がん登録の実施
- ⑧臨床研究（臨床研究専門部署の設置※、CRCの配置※等）
- ⑨療育環境の整備（保育士の配置、教育支援、プレイルームの整備、長期滞在施設の整備等）

※は必須要件ではない。

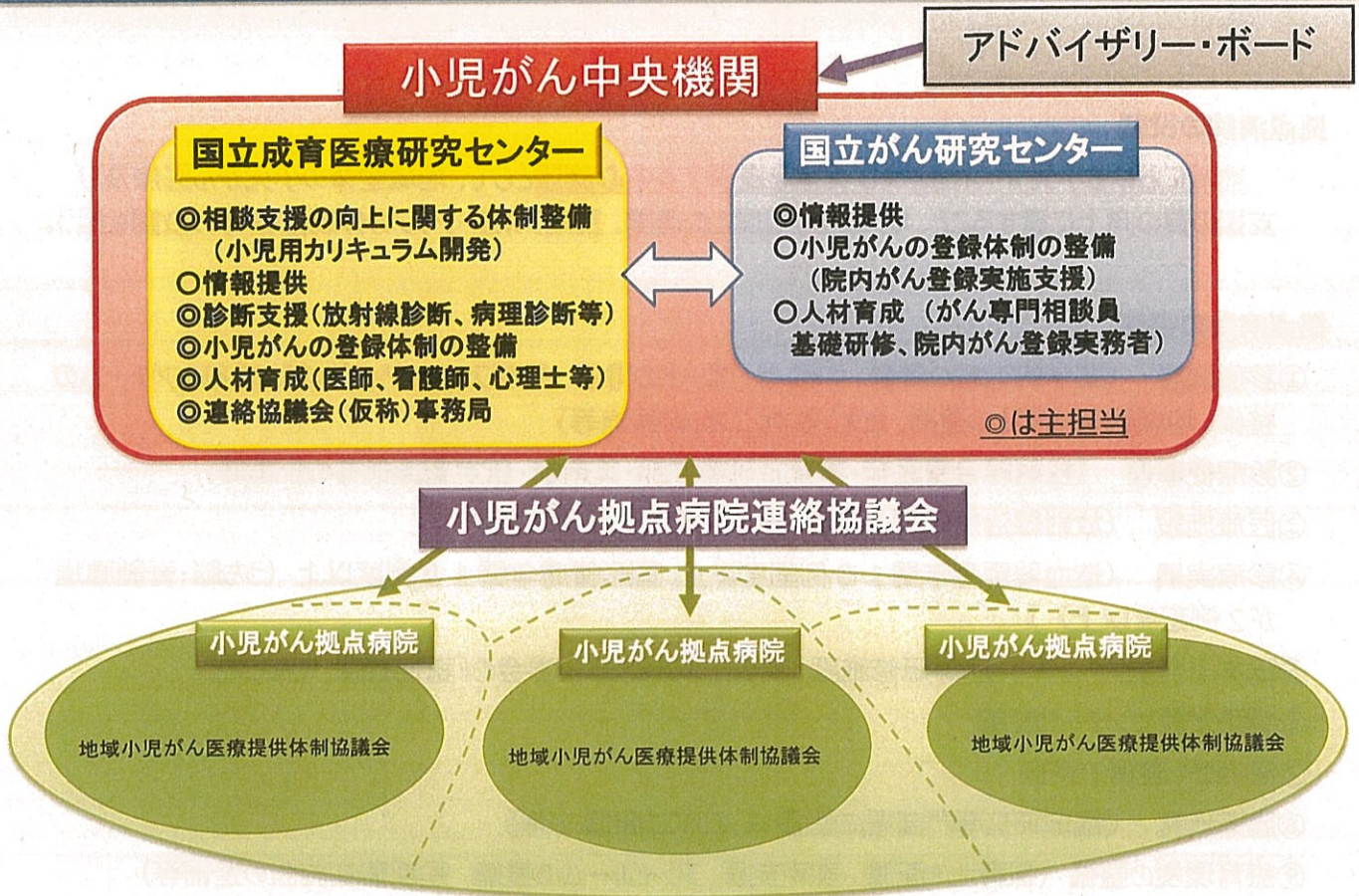
小児がん中央機関に期待される役割

- (1) 小児がんに関する相談支援の向上に関する体制整備を行うこと。
小児がん患者・経験者の発達段階に応じた長期的な支援のあり方について検討すること。
- (2) 小児がんに関する情報を収集し、広く国民に提供すること。
- (3) 全国の小児がんに関する臨床試験の支援を行うこと。
- (4) 小児がん拠点病院等に対する診断、治療などの診療支援を行うこと。
- (5) 小児がん診療に携わる者の育成に関する国内の体制整備を行うこと。
- (6) 小児がんの登録の体制の整備を行うこと。
- (7) (1) から (6) の業務にあたっては、患者、家族及び外部有識者等による検討を踏まえて行うこと。



平成26年2月に国立成育医療研究センターと国立がん研究センターを指定

小児がん中央機関の役割



厚生労働省 小児がん拠点病院の指定に関する検討会（一部改変）、2013